

坂出市マイボトル協力店登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マイボトルに飲料を提供する等、不必要な使い捨て容器の利用を抑制する取組を行う坂出市内の店舗をマイボトル協力店（以下「協力店」という。）として登録するために必要な事項を定め、協力店やその取組等を広く紹介することで、店舗利用者にマイボトルの利用を促し、もってゼロカーボンシティの実現と循環型社会の構築、さらには給水環境を整えることにより熱中症予防に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マイボトル 水筒、タンブラー、蓋付きマグカップその他の繰り返し飲料を充填できる容器をいう。
- (2) 協力店 水、お茶、コーヒー等の飲料を、有償、無償を問わず、利用者が持ち込んだマイボトルに提供する店舗として登録されたものをいう。

(申請対象者)

第3条 申請対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 協力店に登録を希望する店舗の管理・運営等について責任を有する者（飲食店等許可を必要とする店舗においてはその許可を受けた者をいい、許可を必要としない店舗においてはその店舗を所有する者または経営する者をいう。）であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 市税等租税公課の滞納がない者であること。

(登録要件)

第4条 協力店としての登録要件は、市内の店舗において、水、お茶、コーヒー等の飲料を、有償、無償を問わず、利用者が持ち込んだマイボトルに提供するサービスを行うこととする。

(取組内容)

第5条 協力店は、次の項目に取り組むこととする。

- (1) 協力店は、第4条の登録要件を自発的に実践すること。
- (2) 協力店は、市から交付されたステッカー等を掲示して協力店であることを周知し、利用者へマイボトルの携行を促すこと。
- (3) 協力店は、市が実施するマイボトル利用に関するアンケート等へ協力すること。
- (4) 酒類の販売、提供を行う店舗は、飲酒運転撲滅の取組を推進すること。

(協力店の登録)

第6条 協力店の登録しようとする店舗の申請者は、坂出市マイボトル協力店登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請者から提出された申請書を審査し、適当と認める場合は協力店として登録し、坂出市マイボトル協力店登録証（様式第2号）および協力店であることを示すステッカー等を当該申請者へ交付するものとする。

(店舗の紹介)

第7条 市長は、登録した協力店の情報を、ホームページ、広報誌等で紹介することができる。

- 2 協力店は、登録申請した時点で店舗情報の掲載に同意したものとする。

(報告)

第8条 市長は、必要に応じ協力店に対して、マイボトル等の利用状況等について報告を求めることができる。

(登録内容の変更)

第9条 協力店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに坂出市マイボトル協力店登録内容変更届（様式第3号）により市へ届け出なければならない。

- 2 市長は、登録内容変更届の内容を確認し、協力店一覧およびホームページ等の掲載情報を変更するものとする。

(登録の中止)

第10条 協力店は、第3条および第4条の要件を満たさなくなった場合において、店舗等を廃止するときまたはその他の事由により登録を中止するときは、坂出市マイボトル協力店登録中止届（様式第4号）により市に届け出るとともに、ステッカー等協力店であることを示す掲示物の掲示を取り止めなければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、当該協力店の登録は取り消されたものとみなし、市長は、当該登録店の情報を協力店一覧およびホームページ等の掲載情報から削除するものとする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、協力店が第3条および第4条の要件を満たしていない場合または協力店制度の信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

- 2 登録を抹消された協力店は、速やかにステッカー等協力店であることを示す掲示物の掲示を取り止めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。